

観光2次交通利用促進事業Q & A

問1 本事業の補助事業者は、どのように選定されるのでしょうか。また、補助金の申請期限を教えてください。

○ 本事業の補助事業者は、補助金交付要綱第2条第1項において、別に定めるところにより、選定された事業者とされております。

○ 補助金の申請後、沖縄県において書類審査等を行い、補助事業者を採択することになりますが、運航開始時期により、以下のとおりとします。

①令和7年4月中に運行を予定している事業者

→ 令和7年3月21日までに補助金交付申請書（添付資料を含む）を提出して下さい。

②令和7年5月以降に運行を予定している事業者

→ 運行開始予定日の15営業日前までに補助金交付申請書（添付資料を含む）を提出して下さい。

問2 本事業の対象となる運行は、いつからいつまででしょうか。

○ 本事業の対象となる運行は、補助金交付要綱第2条第2項において、知事が別に定める期間に運行する場合があります。

○ 令和7年度の補助金について、知事が別に定める期間は、「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」とします。

○ ただし、予算の範囲内において、交付決定を行うため、必ずしも全期間の補助を行うことができない場合もあります。

問3 共同企業体として申請することは可能でしょうか。

- 本事業の補助事業者は、補助金交付要綱第2条第1項に規定されている下記の事業者又は市町村であり、共同企業体は想定しておりません。
 - ・ 道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者
 - ・ 道路運送法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者と契約のうえ、旅行商品としてバスを運行する事業者
 - ・ 道路運送法第21条第1項第2号に基づき、許可を受けた事業者
 - ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者、道路運送法第21条第1項第2号の許可を受けた事業者と契約のうえ、バス等を運行する市町村

- ただし、本事業の協力事業者として、例えば、補助事業者は一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であるものの、営業については、交通企画券等の販売を旅行事業者が行う場合など、連携した取組として実施することは可能です。

問4 ホテルや観光施設において、シャトルバスを運行した場合、補助事業者には該当しますか。

- 本事業の補助事業者は、問3で記載のあるとおりです。

- そのため、ホテルや観光施設は補助事業者には該当しませんが、バス会社や旅行事業者において、観光施設や観光地域等を結ぶ区間をバスで運行する際に、需要等に応じ、ホテルに停まる場合であっても、補助事業の対象となりますので、取引関係があるバス会社や旅行事業者等と相談のうえ、補助金のご活用をご検討下さい。

問5 定期観光バスは補助の対象となりますか。

- 既に運行している定期観光バスは補助の対象となりませんが、新規に定期観光バスとして運行する場合であって、補助金交付要綱の別表に記載する区間を1日あたり最低3往復バス等で運行する事業であれば、補助の対象となります。
- なお、補助の対象となった場合であっても、補助金の算定方法は以下のとおりとなりますので、定期観光バスの利用料金の売上からバス運賃のみを算出して頂く必要がありますので、ご留意下さい。

[補助金の算定方法]

- ・ 補助対象経費に補助率を乗じた額（A）
- ・ 補助対象経費から収入（バス運賃）を除いた額（B）
- ・ 補助金上限額（C）

のうち、低い額を補助金とする。

問6 旅行事業者において、バスの運行に加え、施設入場料や食事代等を含めた募集型企画旅行（バスツアー）を催行する場合は、補助金の対象となりますか。

- 補助の対象となる事業は、補助金交付要綱の別表に記載する区間を1日あたり最低3往復バス等で運行する事業であって、一定の期間中、継続的な運行を想定していることから、要件を満たす場合に限り、募集型企画旅行（バスツアー）についても、補助金の対象となりますが、前述のとおり、補助金の算定方法において、募集型企画旅行（バスツアー）の利用料金の売上からバス運賃相当額を算出して頂く必要があります。
- なお、募集型企画旅行（バスツアー）であっても、現在、運行している募集型企画旅行（バスツアー）や補助金交付要綱第2条第2項第2号の規定に基づき、既に路線バスが運行している区間を運行する場合は補助の対象外となります。

問7 観光客を対象としたイベント等を開催する場合であっても、補助金の対象となりますか。

- 補助の対象となる事業は、補助金交付要綱の別表に記載する区間を1日あたり最低3往復バス等で運行する事業であって、一定の期間中、継続的な運行を想定していることから、スポット的な運行については、補助の対象としては想定をしておりません。

問8 同一事業者において、複数の区間を運行する場合は、補助の対象となりますか。

- 同一事業者において、複数の区間を運行する場合であっても、補助の対象となることもあります。
- そのため、同一事業者において、複数の区間を運行する場合は、別々に補助金交付申請書（添付資料を含む）を提出して下さい。
- なお、提出された補助金交付申請毎に、沖縄県による書類審査等又は選定委員会等を開催のうえ、補助事業者の採択を判断することになります。

問9 1日あたり最低3往復することが補助金の条件となっておりますが、小規模離島においては、船や飛行機が1日3便もない地域があることから、要件の緩和を検討して頂きたい。

- 小規模離島における補助金の要件緩和については、申請内容及び個別の事情を鑑みた上で判断いたします。

問 10 補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 3 号における道路運送法第 21 条の許可に基づき、旅行会社等と連携した実証運行等を行う予定であります
が、バス等の確保に要する経費は、補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号
と類似する形態である場合、バス等の確保に要する経費は、旅行会社等
と契約した貸切バスの借り上げ費用を計上してもよいでしょうか。

- 国（沖縄総合事務局）に対し、道路運送法第 21 条の許可を申請するにあたり、旅行会社等と連携した実証運行として説明のうえ、許可を得ている場合は、旅行会社等と契約した貸切バスの借り上げ費用をバス等の確保に要する経費とみなし、補助金を算定することとします。

問 11 台風等の自然災害でバス等を運行できない日について、バス等を借り上げしている場合、補助金の対象となりますか。

- 台風等の自然災害で、バス等を運行できない日であっても、契約等に基づき、バス会社に対し、バスの借り上げ費用を支払う必要がある場合は、補助金の対象経費とします。